

個人住民税の特別徴収

Q1

今まで従業員が納付書で納付（普通徴収）していたのに、なぜ今さら「特別徴収」をしなければいけないのですか。

A1

地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の4および各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。）

事業者の皆さまには、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

Q2

「特別徴収」は手間がかかりそう。従業員も少なく、事務をする余裕がないのですが。

A2

個人住民税の特別徴収は、事業者が行うべき法律上の義務とされていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

個人住民税の特別徴収では、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。1月末までに事業者の方から提出していただく給与支払報告書（総括表・個人別明細書）等に基づいて市町で従業員ごとの税額計算を行い、5月に各事業者に通知します。

事業者の方は、毎月の給与からその税額を徴収（引き去り）し、翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町に納めていただくことになります。

また、従業員が常時10人未満の事業所については、申請により通常は毎月（年12回）の納期を、年2回にまとめて納入することもできます。

Q3

手間をかけてまで「特別徴収」に切り替えるメリットはあるのですか。

A3

特別徴収にすると、従業員の方がそれぞれに納税のために金融機関や市町の窓口に出向く手間を省け、納め忘れもなくなります。

また、納付書で納める（普通徴収）場合は、年4回にわけて納めるのに対し、毎月の給与から特別徴収（引き去り）されることで、1回あたりの負担が少なくてすみます。

【例：年間税額が24万円の場合】

年4回の納付書で納めると・・・1回あたりの納税額6万円

毎月の給与引き去りだと・・・1回あたりの納税額2万円

Q4 アルバイトやパートも「特別徴収」をする必要がありますか。

A4 所得税を源泉徴収されている従業員（アルバイトやパートを含む。）については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。

ただし、次のような場合には、特別徴収ができませんので、個別に市町にお申し出いただくこととなります。

1. 他から支給される給与から個人住民税が引かれている。
2. 退職者など、翌年の給与からの特別徴収が不可能である。
3. 給与の毎月支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
4. 給与が毎月支給されない。

Q5 従業員が退職、転勤したときはどうなりますか。

A5 従業員（給与所得者）に退職・休職、転勤など異動があったときには、特別徴収にかかる異動届出書を提出いただく必要があります。

異動届出書は異動が生じた翌月10日までに提出をお願いします。

Q6 「特別徴収」を始めるにはどのような手続をとったらいいのですか。

A6 毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を、各市町に提出してください。新たに特別徴収を行う場合は、給与支払報告書（総括表）の右下の欄に「特別徴収」する旨を明記してください。

なお、給与支払報告書を提出しなかった事業者または虚偽の記載をした事業者に対しては、地方税法による罰則規定が設けられています。

また、新たに特別徴収を行う場合の手続や、もっと詳しい説明をご希望される場合には、従業員の住所地の市町住民税担当課にお問い合わせください。